

鈴鹿医療科学大学公的研究費に関する規程

(目 的)

第1条 鈴鹿医療科学大学（以下、「本学」という。）における公的研究費の適正な運営及び管理は、公的研究費に関する法令等に定めるもののほか、この規程により定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下の各号により定めるものとする。

- (1) 公的研究費 公的機関から配分される公募型の研究資金をいう。
- (2) 直接経費 当該科研費による研究の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (3) 間接経費 当該科研費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費をいう。
- (4) 研究者 本学に所属する研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究者及び研究計画の遂行に関して研究遂行責任を分担して研究活動を行う者をいう。
- (5) 不正 ねつ造、改ざん、盗用などの不正な手段を用いてデータや研究成果を取得・公表・伝達することを「研究活動に係る不正行為」といい、架空取引、虚偽の申請等により公的研究費を不正に支出させることを「研究費の取り扱いに係る不正行為」という。合わせて「不正」という。

(管理組織)

第3条 本学の公的研究費の運営・管理を適正に行うために、最高管理責任者と統括管理責任者とコンプライアンス推進責任者を置くものとする。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者で、学長がこれにあたる。

- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者で、副学長（大学院・研究担当）がこれにあたる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、本学内の各部局等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者で、大学事務局長がこれにあたる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、部局等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、構成員が適切に公的研究費の管理・執行をしているかなどをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(ルールの明確化)

第7条 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、公的研究費に係る事務処理手続きに関するルールを統一し、周知する。

- 2 ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できているかなどの観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。

(職務権限の明確化)

第8条 公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、本学内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。

- 2 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。
- 3 各段階の関係者の職務権限を明確化する。
- 4 職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。

(関係者の意識向上)

第9条 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、コンプライアンス教育を実施する。

- 2 実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。
- 3 コンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求める。

(行動規範)

第10条 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。構成員とは文部科学省が制定している「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に準じ、本学に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう。

- 2 公的研究費の使用に関する行動規範を次のように定める。
 - (1) 構成員は、公的研究費が本学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。

- (2) 構成員は、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
- (3) 構成員は、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、適正な事務処理を行わなければならない。
- (4) 構成員は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- (5) 構成員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- (6) 構成員は、データの捏造や盗用等の不正行為及び研究費の不正使用の問題が生じないよう法令や規程を遵守する。
- (7) 構成員は、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他資料を一定期間適切に保存管理し、開示の必要性、相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

(告発窓口)

- 第11条 本学内外からの相談や告発等（本学内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出等）を受け付ける窓口を設置する。
- 2 不正の告発等の制度について、本学の構成員に対して、コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知徹底する。
 - 3 業者等の外部者に対して、相談窓口及び告発等の窓口の仕組み（連絡先、方法、告発者の保護を含む手続等）について、ホームページ等で公表し、周知を図る。
 - 4 告発したことを理由として、当該告発者に対し不利益な取り扱いをしてはならない。
 - 5 相談や告発の受付から調査に至るまでの責任者は、最高管理責任者の指名により統括管理責任者とする。統括管理責任者は最高管理責任者と調整を図りながら、事案の適正な取り扱いおよび運営を図るものとする。

(不正に係る調査の体制・手続)

- 第12条 告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。
- 2 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施する。
 - 3 不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を半数以上含む調査委員会を設置する。
 - 4 第三者の調査委員は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 5 調査委員会は、告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査に当たらせることができる。
 - 6 予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、30日以内に本

調査を実施する。

- 7 本調査の調査委員会の委員について、告発者及び被告発者はあらかじめ調査機関が定めた期間内に異議申し立てをすることができる。
- 8 必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象の研究費の使用停止を命ずる。
- 9 調査委員会は、本調査開始後150日以内に、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
- 10 不正が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 11 第12条9項又は10項について認定を終了したときは、調査委員会は直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。
- 12 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。
- 13 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 14 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 15 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 16 調査に支障があるなど、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
- 17 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も同様とする。

(不服申立て)

- 第12条の2 不正と認定された被告発者は、あらかじめ本学が定めた期間内に、本学に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、第12条10項を準用する。）は、その認定について、1項の例により不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、最高管理責任者の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- 4 不正があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会（3項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと

決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会が判断するとき、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けられないことができる。再調査を行う決定をした場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。

- 5 最高管理責任者は、被告発者から不正の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。また、加えて当該事案に係る研究等に対する資金配分機関にも通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 6 調査委員会が再調査を開始した場合は、原則30日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を被告発者、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は当該所属機関及び告発者に通知する。また、加えて当該事案に係る研究等に対する資金配分機関にも通知する。
- 7 悪意に基づく通報と認定された告発者から不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。また、加えて当該事案に係る研究等に対する資金配分機関に通知する。
- 8 7項の不服申立てについては、調査委員会（3項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は原則30日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、この審査の結果を告発者、告発者が本学以外の機関に所属している場合は当該機関及び被告発者に通知する。また、加えて当該事案に係る研究等に対する資金配分機関にも通知する。

（調査結果の公表）

- 第13条 第12条による調査委員会により、不正行為があったとの認定がなされた場合には、速やかに調査結果を公表する。
- 2 公表する内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属・不正行為の内容。調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法手順を含むものとする。

（懲戒処分について）

- 第14条 不正行為に関与した構成員は、学校法人鈴鹿医療科学大学就業規則第54条、第55条により、懲罰委員会の議を経て処分を受ける。

（不正防止）

- 第15条 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定しなければならない。
- 2 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行う。

(不正防止計画の実施)

第16条 不正防止計画をはじめとする本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。
また、それに対応する具体的な不正防止計画を実施する部署として、最高管理責任者の下に不正防止計画推進部署を置く。

2 不正防止計画推進部署は、次に掲げる者で構成するものとする。

- (1) 大学事務局長
- (2) 法人事務局人事・厚生課職員 1名
- (3) 法人事務局経理課職員 1名
- (4) 法人事務局管財課職員 1名
- (5) 大学事務局庶務課職員 1名
- (6) 大学事務局研究振興課職員 1名
- (7) 大学事務局白子事務部職員 1名

3 最高管理責任者が必要と認めた場合は学内外の者を構成員に加えることができる。

(予算執行状況の把握について)

第17条 事務部門の管理責任者は、定期的に予算執行状況を把握し、研究計画の遂行状況を確認し、問題があれば必要な改善策を講じなければならない。

(業者に対する処分方針について)

第18条 業者が不正な取引に関与したと思われる事象が発生した場合は、最高管理責任者が調査を行い、不正事象が明らかになった場合は、取引停止等の処分を行う。

- 2 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について、不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知する。
- 3 業者に対し、一定の取引実績(回数、金額等)や本学におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。
- 4 本学の構成員と業者の癒着を防止する対策を講じる。

(物品の発注・検収)

第19条 納入品に対する発注及び検収は原則として、次により、それぞれの事務部門が適正に行うものとする。

- (1) 発注については、法人事務局管財課(以下「管財課」という。)が担当する。
- (2) 検収について、国の機関による研究費補助金については、大学事務局研究振興課(以下「研究振興課」という。)が、それ以外の公的補助金については、管財課または白子事務部が担当する。

2 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検等)に関する検収は、事務部門が仕様書や計画書等との整合性の確認を行う。納品物や作業状況等について十分な確認ができない場合は、取引先への確認または必要に応じ、発注者以外の専門的知識を有する者の

確認を実施する。

- 3 有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程等の詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする。
- 4 成果物がない機器の保守・点検等の場合、検収担当者が立会い等による現場確認を行う。

(非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理)

第20条 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。

- 2 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行う。

(換金性の高い物品の管理)

第21条 換金性の高い物品については、公的研究費で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理する。

(情報発信・共有化の推進)

第22条 公的研究費の使用に関するルール等について、本学内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

- 2 公的研究費の不正への取り組みに関する本学の方針等を外部に公表する。

(内部監査制度)

第23条 公的研究費に関わる会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェック及び本学の不正防止に関する体制の検証は、学校法人鈴鹿医療科学大学内部監査規程に定める監査室が主体となって実施する。

(申請等の事務)

第24条 公的研究費に係る申請及び報告等の諸手続きに関する事務は研究振興課が行うものとする。

(経理事務の委任)

第25条 研究者は、交付又は配分される公的研究費の経理事務を本学に委任するものとする。

(経理について)

第26条 公的研究費の経理に関する取扱いは、当該公的研究費に関する法令等に定めるもののほか、本学の規程等に定めるものによる。

(間接経費の受け入れ)

第27条 研究者が間接経費の交付を受けた時には、本学は当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに関

する事務は研究振興課が行うものとする。

(間接経費の返還)

第28条 当該研究者が他の研究機関に所属する又は補助事業を廃止することとなる場合には、当該公的研究費の要領等により取り扱うものとする。

(規程の改廃)

第29条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成19年11月13日に制定し、平成19年11月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年8月25日に改正し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、理事長の決裁日（平成23年12月6日）に改正し、平成23年12月1日から施行する

附 則

この規程は、平成24年5月25日に改正、施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月20日に改正し、平成26年1月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月26日に改正し、遡って平成27年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成28年9月28日に改正、施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月30日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月29日に改正、施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月29日に改正、施行する。